

地基経第65号  
令和7年11月4日

地方公務員災害補償基金

各支部長殿

地方公務員災害補償基金

理事長 齋藤秀生  
(公印省略)

令和8年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款  
第17条の3第1項に規定する理事長が定める率について(通知)

令和8年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款(昭和42年自治許第591号)第17条の3第1項に規定する理事長が定める率については、下記のとおり定めましたので通知します。

なお、当該年度の給与の総額が前々年度の決算に計上された給与の総額に理事長が定める率を乗じて得た額に比べて大幅な増減が見込まれ、理事長が定める率を用いることにより、概算負担金の額が実態と著しく乖離してしまうおそれのある地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)(以下「地方公共団体等」という。)については、この率を用い、当該地方公共団体等について理事長が別に定める率を用いることができることします。この場合においては、基金支部へ申し出ることとし、基金支部にあっては、令和8年4月20日(月)までに本部へ協議してください。

また、本通知について貴支部管内の地方公共団体等に対し、必要事項を通知していただくとともに、理事長が別に定める率を用いる団体の早期把握に努め、適切に御助言いただきますようお願いいたします。

記

令和8年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、各経理単位及び職員の区分ごとに次のとおりとする。

普通補償経理

義務教育学校職員	1.038
義務教育学校職員以外の教育職員	1.028
警察職員	1.030
消防職員	1.037

電気・ガス・水道事業職員	1. 026
運輸事業職員	1. 039
清掃事業職員	1. 017
船員	1. 058
その他の職員	1. 040

#### 特別補償経理

義務教育学校職員	1. 046
義務教育学校職員以外の教育職員	1. 020
警察職員	1. 019
消防職員	1. 036
電気・ガス・水道事業職員	1. 023
運輸事業職員	1. 038
清掃事業職員	1. 024
船員	1. 022
その他の職員	1. 052

ただし、これらの率により難い場合には、理事長が別に定める率とすることができる。